

CALIS/EC 資格制度 よくある質問

CALIS/EC 資格制度に関するよくある質問は、以下のとおりです。
各質問をクリックすると、該当箇所にジャンプします。

登録について

- ① [登録の期限が過ぎてしまいました。](#)

変更について

- ① [住所等が変更になりました。](#)
- ② [変更届出書に、社印・代表者印は押印しなくても良いですか？](#)

登録証明について

- ① [登録証明の申請方法が分かりません。](#)
- ② [登録証明の申請には何を提出すれば良いですか？](#)
- ③ [申請に必要な様式はどこでダウンロードできますか？](#)
- ④ [申請したいのですが、以前と住所等が変わりました。どうすれば良いですか？](#)
- ⑤ [手数料はかかりますか？](#)

申請システムについて

- ① [登録事項の変更などについて、従来のように資格申請システムで申請できませんか？](#)

その他

- ① [新たに資格を習得できませんか？CALIS/EC 資格試験を受けられますか？](#)
- ② [登録証・携帯登録証を紛失・汚損してしまったのですが、再発行はお願いできませんか？](#)

区分	問	答
登録 ①	登録の期限が過ぎてしまいました。	新規登録・復活登録の受付は平成 28 年 6 月 30 日をもって終了いたしましたため、以後は新規登録・復活登録を行うことができません。 更新登録の受付も平成 29 年 8 月 31 日をもって終了いたしましたため、以後は更新登録を行うことができません。 ご了承くださいますようお願い致します。
変更 ①	住所等が変更になりました。	登録事項に変更が生じた場合は、「変更届出書」に記入・押印後、郵送またはEメールで提出してください。
変更 ②	変更届出書に、社印・代表者印は押印しなくても良いですか？	はい、平成 29 年 10 月 1 日以降は、社印・代表者印は押印不要となりましたので、申請者の個人印のみを押印のうえご提出ください。
登録 証明 ①	登録証明の申請方法が分かりません。	必要な書類を「郵送」または「Eメール」で提出して頂きますようお願い致します。 ◆郵送 （一財）日本建設情報総合センター 研究開発部 CALS/EC 資格制度事務局 〒107-6114 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 14 階 ◆Eメール calsecshikaku@jacic.or.jp 詳しくは CALS/EC 資格制度の Web サイト掲載の「登録証明等の申請のご案内」をご参照ください。 ◆登録証明等の申請のご案内－2017 年 10 月－ http://www.jacic.or.jp/qualification/pdf/syomeiannai_201710.pdf
登録 証明 ②	登録証明の申請には何を提出すれば良いですか？	必要な書類は、下記のとおりです。 ◆RCI・RCE 登録証明願（★必須） ◆変更届出書（※登録事項に変更が生じている場合のみ）

↑ TOP へ

区分	問	答
登録 証明 ③	申請に必要な様式はどこでダウンロードできますか？	CALS/EC 資格制度の Web サイトからダウンロードができます。 ◆CALS/EC 資格制度 登録のページ http://www.jacic.or.jp/qualification/index.html
登録 証明 ④	申請したいのですが、以前と住所等が変わりました。どうすれば良いですか？	「RCI・RCE 登録証明願」には新しい住所等をご記入の上、「変更届出書」をあわせてご提出ください。 詳しくは CALS/EC 資格制度の Web サイト掲載の「登録証明等の申請のご案内」をご参照ください。 ◆登録証明等の申請のご案内－2017 年 10 月－ http://www.jacic.or.jp/qualification/pdf/syomeiannai_201710.pdf
登録 証明 ⑤	手数料はかかりますか？	登録証明書の発行手数料および郵送料ともに無料です。
申請 システム ①	登録事項の変更などについて、従来のように資格申請システムで申請できませんか？	資格申請システムは、平成 29 年 10 月に閉鎖いたしましたので、恐れ入りますが、郵送または E メールで申請をお願い致します。
その他 ①	新たに資格を習得できませんか？ CALS/EC 資格試験を受けられますか？	CALS/EC 制度の指導的役割を担う人材の養成、登録という初期の目的は達成されたと判断し、平成 24 年度をもって試験を廃止しました。 新たに資格取得はできません。ご了承ください。
その他 ②	登録証・携帯登録証を紛失・汚損してしまったのですが、再発行はお願いできませんか？	登録証・携帯登録証の再発行の受付は、平成 29 年 9 月 30 日をもって終了いたしましたため、以後は再発行を行うことができません。 ご了承くださいますようお願い致します。

↑ TOP へ

以上